

ほぼ毎週
発行

労働法大改悪阻止 闘争本部ニュース No.89

No.89 2017.5.17

■「透明かつ公正な労働紛争解決システム等の在り方に関する検討会」報告書（たたき台）が公表されました（5/15）

5月15日（月）、厚生労働省において、第18回「透明かつ公正な労働紛争解決システム等の在り方に関する検討会」が開催され、この日から報告書のとりまとめに向けた議論が始まりました。

前回まで、主に解雇無効時の金銭救済制度の在り方について議論され、賛否両論ふくめ様々な意見が出されました。しかし、この日事務局から公表された報告書（たたき台）では、「実体法に労働者が一定の要件を満たす場合に金銭の支払を請求できる権利を置いた場合の金銭救済の仕組みについては……相対的には選択肢として考え得る」、「権利関係の早期安定の観点からは、支払請求後の取り下げができない仕組みとすることが考えられる」、「予見可能性を高めるため、上限額や下限額などの限度額を設定することが適当である」などと、あたかも検討会でコンセンサスが得られたかのような書きぶりになっています。この点については、労働側の委員だけでなく、日本経団連の輪島委員、経営法曹会議の中山委員などからも「コンセンサスは得られていない」「公平・中立な書きぶりではない」などといった意見が出されました。

なお、報告書（たたき台）は、「この報告書を踏まえ……労働政策審議会における検討を進め、所要の措置を講じることが適当である。」と結ばれています。

次回検討会は、5月22日（月）の予定です。引き続き、報告書のとりまとめに向けた議論が行われる予定です。

■連合の厚労前激励集会で棗幹事長が激励の挨拶をしました！

同日の厚労省検討会に先立ち、厚労省前で激励集会が行われました。

逢見連合事務局長の挨拶、村上連合総合労働局長の情勢報告、高村委員（連合東京）の決意表明の後、棗一郎幹事長が宣伝カーに立ち、激励の挨拶をしました。

棗幹事長は、解雇の金銭解決制度の導入を望んでいる人はほとんどいないこと、仮に同制度が導入されれば解雇をカネで解決する風潮が生まれることなどを指摘し、労働者の尊厳を守るため、解雇の金銭解決制度に断固反対していくことを力強く表明しました。



[発信元] 日本労働弁護団

〒101-0062 千代田区神田駿河台3-2-11 連合会館4階

TEL: 03-3251-5363 FAX: 03-3258-6790

